「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例」（検討案）

に対する市町村議会からのご意見・府議会の考え方

・市町村議会から２６項目、６１個のご意見をいただきました。

・市町村議会からのご意見は要約させていただいております。また、同趣旨のご意見は集約させていただいております。

・市町村議会からのご意見には、市町村議会各会派や議員個人の意見を含みます。

| 番号 | 条項 | 市町村議会からのご意見 | 府議会の考え方 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 条例名 | 条例の内容は議会関係のハラスメントの根絶、対策について記載されているため、条例名はハラスメントの根絶について定めていることが分かるような条例名とされる方が良いと考える。 | 本条例は、政治分野における男女共同参画の推進を図り、もって府内の地方議会における府民の政治参画の推進に寄与することを目的としているため、条例名もその趣旨を明確にするためのものとさせていただいております。 |
| 2 | 全体 | 府民の政治参画を推進することは大変重要。今日求められているものであり条例の内容は必要と考える。特に女性議員に対するハラスメントが多く見受けられ、政治への参画を妨げることになっている中、ぜひこのような条例の制定を進めてもらいたい。 | 条例の趣旨が実現できるよう努めてまいります。 |
| 3 | 第１条 | 本条例は議員もしくは議員になろうとする者に対するハラスメントを対象としている。議員による府民や職員等に対するハラスメントが対象となっておらず政治家によるハラスメント根絶につながらない。知事部局、市長部局とも連携し、ハラスメント根絶を目的にする条例にすべき。議員若しくは議員になろうとする者の家族に対するハラスメントも対象に追加してほしい。 | 本条例は「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、多様な意見を持つ人が公選による公職者になること、府内の地方議会において府民の政治参画を推進することを目的としているため、条例の対象を議員もしくは議員になろうとする者とさせていただいております。 |
| 4 | 第１条 | 公選による公職にある者及び候補者等に係る条例なら、首長の扱いをどう規定するのか明確にすべき。 | 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律第２条においては、地方議会（大阪府議会）、関係行政機関（大阪府）が適切な役割分担のもと、各々、取り組むと記載されており、本条例はあくまでこの法に則り府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目的としております。 |
| 5 | 第３条第１２条 | 議員が加害者になった場合の対応を規定すべき。 | 本条例において府議会議員等の責務として、政治活動等における自らの言動を厳しく律することを規定するとともに、府議会議員が被申立人であり、府議会としての対応が必要であると議長が判断する場合は、被害防止措置等を行うことを規定しております。 |
| 6 | 第４条 | 府民の責務について具体的にどのような行動に努めるのか分かりにくい。責務として規定する必要があるのか疑問。 | 府内全ての地方議会からハラスメントを根絶し、もって府民の政治参画の推進を図るためには、議員のみならず府民一人ひとりのご理解、ご協力が必要と考え記載しております。 |
| 7 | 第４条 | 「票ハラスメント」について府民等に規制や協力を求める内容が必要。 | 本条例においては、府民に対し票ハラスメントも含め、府内の地方議会に関するハラスメントの根絶に協力するよう求めているところです。 |
| 8 | 第８条 | 相談体制が第三者や第三者機関であることが担保されていない。 | 相談員は府議会内部の者ではなく、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者としております。 |
| 9 | 第１０条 | 調査への協力が努力義務であるため、調査の実効性をどのように担保するのか。 | 相談員による調査は、あくまで協力を前提に行うものであり、助言や被害防止措置等については、判明した事実を基に行うこととなります。 |
| 10 | 第１１条 | 申立人保護のための秘密保護の規定がない。 | 本条例においては、第１１条に相談事案関係者の義務として秘密の保持や、申立人、被申立人の正当な利益を守るための措置を講ずることを規定しております。 |
| 11 | 第１２条 | 「協議会」のメンバーにも守秘義務を課す必要があるのではないか。 | 個人情報保護の観点から、協議会において個人情報が保護されるよう検討してまいります。 |
| 12 | 第１２条 | 「協議会」には議会少数会派が入れず、少数会派の意見が反映されない。 | 本府議会における他の協議会と同様、交渉会派を前提で考えております。 |
| 13 | 第１２条 | 被害防止措置等で被申立人に弁明の機会が与えられるのは公表を行うときだけなのか。 | お見込みのとおりです。相談の内容や調査結果の全部または一部を公表することは、被申立人に影響を与えるものであるため、意見の聴取を行うこととしています。 |
| 14 | 第１３条 | 市町村議会で発生した問題は当該市町村議会で解決することが肝要。府議会が市町村議会に関することを定めるのは自律権を侵害ではないか。第１３条は削除すべき。市町村議会の自律性を尊重する観点から「ハラスメント防止に関する施策を講ずるにつき、相互協力するものとする」程度の規定とすべき。 | 本条例は、府内全ての地方議会からハラスメントを根絶し、もって府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目的としています。このため、より多くの地方議員がこの相談制度をご活用いただけるように規定を整備するものであり、市町村議会における取組みを妨げるものではありません。市町村議会の自律権を侵害するものには当たらないことをご理解願います。 |
| 15 | 第１３条 | 市町村議会議員に対し調査・助言を行う場合は、市町村議会議長の了承を得るべき。 | 本条例は、府内全ての地方議会からハラスメントを根絶し、もって府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目的としています。このため、より多くの地方議員がこの相談制度をご活用いただけるように規定を整備するものであり、市町村議会における取り組みを妨げるものではありません。市町村議会の自律権を侵害するものには当たらないことをご理解願います。 |
| 16 | 第１３条 | 本会議中以外のハラスメントは法律上、市町村議会議長の職務権限とされていないことから、府議会議長から市議会議長へ通知することには疑問がある。 | 本条例は、府内全ての地方議会からハラスメントを根絶し、もって府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目的としており、より多くの地方議員がこの相談制度をご活用いただけるように規定を整備するものであります。申立人である市町村議会議員の了承は必要ですが、府議会で得られた情報を共有することで当該市町村議会における取組みの一助となることを目的としていることにご理解願います。 |
| 17 | 第１３条 | 市町村議会議員からの承諾がない場合、市町村議会は情報を知ることができず、必要な措置をとることができないため、相談は市町村議会のみに限定すべき。 | 本条例は、府内全ての地方議会からハラスメントを根絶し、もって府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目的としており、より多くの地方議員がこの相談制度をご活用いただけるように規定を整備するものであります。 |
| 18 | 第１３条 | 市町村議会との連携や相談・助言等の手続きが明確でない。内容によっては市町村議会において規定整備が必要となることも考えられるため慎重な取扱いを望む。 | 具体的な手続きについては、今後、検討を進めてまいります。また、市町村議会との情報共有に努めてまいります。 |
| 19 | 第１３条 | 行政訴訟の対象となった場合、市町村議会内での事象であっても知事を相手とすることになるのか。 | 被害防止措置等を行うのは、被申立人が府議会議員の場合に限定しているため、市町村議会が提訴されることは想定しておりません。 |
| 20 | 第１３条 | 市町村議会議員からの相談については、防止措置等の勧告や事案の公表は当たらないと解するがどうか。 | 市町村議会議員からの相談であっても、被申立人が府議会議員である場合には、必要に応じ被害防止措置等を行う場合があります。一方、市町村議会議員が被申立人となった場合は、被害防止措置等の対象とはなっておりません。 |
| 21 | 第１３条 | 市町村議会議員、市町村議会が研修を受けたり相談を行う際の費用は市町村負担となるのか。 | 本条例第１３条に規定する市町村議会との連携に係る費用は府議会が負担することを想定しています。 |
| 22 | 第１３条 | 市町村との連携のスキームの具体的にイメージできない。連携することに異論はないが、市町村議会との調整のもと、条文を整理していただきたい。 | 本条例において市町村議会との連携については、府内市町村議会の議員及び事務局職員が参加できる研修の開催や、市町村議会議員又は市町村議会から相談員へのハラスメントの相談を想定しております。今後、事業等を検討するとともに情報共有に努めさせていただきます。 |
| 23 | その他 | 市町村議会にも関係する規定もあることから、説明、意見照会、協議など丁寧な手続きが必要。 | ご意見、真摯に受け止めさせていただきます。今後とも市町村議会とは情報共有のもと連携を図ってまいりたいと考えます。 |
| 24 | その他 | 条例案の検討について広範囲な検討・検証が必要である。性急に結論を出すことにはなじまないと考える。 | 条例案文の検討にあたっては、協議調整の場である政務調査委員会において６回の協議・検討を行ってきたところです（令和５年１月３１日時点）。本条例の趣旨が実現できるよう、引き続き本条例に係る規程等の策定において検討を進めてまいります。 |
| 25 | その他 | 府民に責務を課す以上、大阪府民の意見を聴くべき。 | 本条例は府民に対して政治分野における男女共同参画の推進について理解を深めることや府内の地方議会に関するハラスメントの根絶への協力を求めるものです。あくまで任意の協力を求めるものであり、新たな義務を課すものではないと考え、パブリックコメントは予定していません。 |
| 26 | その他 | 市町村議会の議員や議長に関わる条例案に関する照会を市町村議会への照会が事務局長あてにされたのはなぜか。 | 意見照会の趣旨は、各市町村議会としてのご意見等を伺うものですが、本条例（検討案）は協議・調整の場である政務調査委員会で検討されている段階であることから議会事務局長名で発出させていただきました。 |